

京信目的ローン「ライフアシスト」

(2024年10月9日現在)

商品名	京信目的ローン「ライフアシスト」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地域内に居住または勤務している方 ・お申込時年齢が満20歳以上で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方 ・継続安定収入のある方 ・同一勤務先または同一事業に1年以上勤務または営業している方 ・当金庫の指定する保証会社の保証を受けられる方 ・当金庫の定める融資基準を満たしている方 <p><上記を満たし、次のいずれかに該当する方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫で住宅ローンをご利用中の方、または住宅ローンの借入を同時にご利用される方 ・当金庫の住宅ローンを3年以内に完済した方で、完済前直近1年間に返済の遅れがない方 ・当金庫に預金口座を保有し直近6ヶ月以上、かつ毎月20万円以上の給与振込実績がある方 ・当金庫と「パートナー覚書」を締結している個人事業主ならびに事業所の代表者および当該事業所に勤務している方 ・当金庫のVパートナーに加盟している個人事業主ならびに事業所の代表者および当該事業所に勤務している方 ・京信JOC会員、京信SOC会員の方
お使いみち	<p>1. 自動車等購入資金、リフォーム資金、教育資金、家電製品・家具購入資金、カルチャー教室、旅行代金等の、お使いみちが明確な資金</p> <p>※ご融資金は当金庫から購入先・お支払先への振込(融資金の90%以上)とさせていただきます。(ただし、資金用途が教育資金の場合、ご融資金の80%以上の振込とさせていただきます。)</p> <p>※領収書原本を確認できる場合は、支払後2カ月以内の支払済資金についてもご融資対象とします。</p> <p>※事業性資金、投機性資金、不動産購入資金、個人間売買、オークション購入資金、その他当金庫が不適当と判断する資金にはご利用頂けません。</p> <p>2. 上記1のお使いみちが明確な資金としてお借入された他行庫、他社ローンの借換資金</p> <p>※フリーローン・カードローン・クレジットカードの借換えは対象外です。</p> <p>※ご融資金は当金庫から借入先口座への全額振込とさせていただきます。</p>
ご融資金額	<p>10万円以上1,000万円以内(1万円単位)</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お使いみちにリフォーム資金が含まれている場合は1,500万円以内 <p>※WEB完結申込の場合は1,000万円以内となります。</p>
ご融資期間	<p>6か月以上12年以内(1か月単位)</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お使いみちにリフォーム資金が含まれている場合は20年以内 ・お使いみちに教育関連資金が含まれている場合は、元金の返済を据置できる期間(元金据置期間)を含んで15年以内 <p>ただし、元金据置期間は最長5年以内かつ就学予定期間内とし、就学期間が延びる場合であっても延長はできないものとします。</p>

<p>ご融資利率 (通常金利)</p>	<p>変動金利です。 通常金利は、当金庫の「個人ローン標準金利」を基準金利として決定します。 ※金利につきましては個人ローンセンターまでお問い合わせください。 ●以下の条件を一つ以上満たしている方については、通常金利より年1.000%引き下げます。 ①当金庫で給与振込を受けておられる方 ※通帳に「給振」と表示される明細でのお受取実績に限ります。 ②当金庫と「パートナー覚書」を締結している事業所にお勤めの方(役員、事業主の方もご利用いただけます。) ③当金庫のVパートナーに加盟している事業所にお勤めの方(役員、事業主の方もご利用いただけます。) ④当金庫で住宅ローンのご利用がある方 ※一部金利引下げを適用することができない住宅ローンがあります。</p>
<p>ご融資利率の見直し</p>	<p>ご融資利率は、原則、年2回、4月1日と10月1日現在の「個人ローン標準金利」を基準に見直しを行います。新しい金利は、6月または12月の約定返済日の翌日から適用します。</p>
<p>ご返済方法</p>	<p>元利均等毎月返済方式(注) ・融資金額の50%の範囲内で、年2回、半年毎のボーナス併用返済もご利用いただけます。 ・元金据置期間中は、利息のみの返済となります。 (注)元利均等返済とは、毎月決まった金額(元金+利息)をお支払いいただく方式です。</p>
<p>ご返済日</p>	<p>6日・16日・26日の中から選択していただきます。</p>
<p>保証人及び担保</p>	<p>不要です。 ・当金庫指定の保証会社の保証を利用させていただきます。 ・保証料は融資利率に含まれています。</p>
<p>手数料</p>	<p>不要です。</p>

<p>お申込時にご用意 いただく書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等) ※WEB完結申込の場合、必ず顔写真付本人確認書類のご提出が必要です。 ・資金使途確認資料(見積書、請求書、注文書、契約書、授業料の納付書等) ※当金庫で住宅ローンをご利用いただいている方以外で資金使途がリフォーム資金かつご融資金額500万円超の場合は、追加として対象居宅の発行後3か月以内の不動産登記簿謄本(建物)の提出が必要です。 ※教育関連資金の場合は、合格通知書、在学証明書、授業料の納付書、入学案内、学生証等のいずれかの提出が必要です。 ※借換資金については、既ローンの償還表または残高証明書、直近6か月間の返済実績がわかる返済用通帳の原本の提出が必要です。 ※支払後2か月以内の支払済資金については、追加として領収書原本提出が必要です。 <p><お申込金額が300万円超の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明資料 (給与所得者)以下いずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> 公的所得証明書、源泉徴収票、住民税決定通知書 (個人事業主)以下いずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> 納税証明書(その2)、確定申告書(税務署の受付印があるもの、電子申告の場合は受付番号等の確認できるもの)、公的所得証明書 <p>※お申込内容やお取引内容により、追加本人確認書類、その他審査に必要な資料を別途ご用意いただく場合がありますので、予めご了承ください。</p>
<p>ご返済試算額</p>	<p>個人ローンセンターまたは店頭にお申し出いただければ、ご返済額を試算いたします。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接お申し立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。
<p>WEB完結申込</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、専用WEBサイトでお申込いただくことができます。 ・専用WEBサイトのお申込の場合、仮審査申込から本審査・ご契約、ご融資実行までWEB上で完結します。(但し、一部お取引内容によりご来店が必要な場合があります。) ・お申込内容の確認画面はお申込人様で印刷していただき、保管してください。確認画面は当金庫では再発行できません。 ・ご融資実行後の計算書・返済予定表等は京信電子交付サービスにて交付いたします。 ・店頭でのお手続を希望される場合は、お取引希望店舗にてお申込ください。

その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none">・お申込みいただいても、審査の結果ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。・ご融資希望日の2カ月前から仮審査のお申込ができます。・仮審査結果通知から2カ月を過ぎた場合、再度所定の審査をさせていただきます。再審査の結果、ご希望に添えないこともあります。・仮審査承諾後の本申込時に、申込内容が仮審査時と相違することが判明した場合、ご希望に添えないことがあります。・お借入金の全額繰上返済を希望される場合は、お取引店舗にてお手続きを承ります。・お借入金の一部繰上返済は受付できませんので、あらかじめご了承ください。・今回のお申込により当金庫からのお借入総額(一部の借入金を除く)が700万円を超える場合、当金庫の出資会員となつていただく必要があります。その際、別途出資金が必要となります。
----------------	---